

令和6年10月 第32回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年 10月 25日 (金)				
開催場所		小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 1 時 50 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲	欠席	竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	欠席
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	7名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					奥田 賢一	事務局長
					森澤 千紘	次長
					櫻井 翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

第32回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年10月第32回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は「久保憲」推進委員と、「永島和夫」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は7名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号9番「遠藤勉」委員、10番「永田宏」委員にお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。□

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

10番永田委員

10番永田が報告いたします。10月20日9時に役場駐車場に集合し、農業委員3名、推進委員1名、計4名で現地調査を行いました。

現地はサトイモ、サツマイモが植わっており、支障ないと思われます。経営農地もすべて耕作、管理されており、特に問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号2番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、新規で農地を取得するため、他に経営農地がないことから、この要件については特に確認する必要はありません。経営農地がないことは、北本市の農業委員会にも確認済みです。

残りの1要件、「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、新規就農者の譲受人について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

譲受人は北本市にお住いの57歳。主な作目構成は梅、栗、柿です。

営利目的ではなく家庭菜園として農地を耕作される予定です。

農作業歴は約10年。実家の梅、栗、柿の栽培のお手伝いをされてきたとのことです。申請地を取得後、保有している知識を活用し耕作を行って行くとのことです。

なお、農機具については草刈り機を1台、耕運機1台を所有しています。

譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員坂田委員 推進委員の坂田が報告いたします。10月20日8時30分に公民館に集まり、農業委員6名、推進委員1名、計7名で現地調査を行いました。

本申請は空き家とともに周辺農地を取得し家庭菜園として耕作していくとのことです。すべての農地は境界杭も明確化されており、一部の農地は梅、イチジクが植わり植わり耕作されており、ほかの農地も管理されている状態です。周辺農地への影響はないものと思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなど、権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を寄附して境内地（農地以外）に転用を行う申請となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否をはかり、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額融資で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、隣接農地所有者の同意書、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長 それでは調査担当区の八和田地区委員より、現地調査報告をお願いします。

2番島田委員 2番島田が報告いたします。10月20日農業委員6名、推進委員1名、計7名で現地調査を行いました。

本申請は5月に除外案件として現地調査をしておりまして、その時と繰り返しになってしまいますが、除外時はじゃがいもが作付けされておりましたが、現在は作物はなく、よく除草されておりました。周りに農地や民家がありますが、ここに住宅が立つことによる影響はないものと思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番について報告いたします。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

つづきまして日程5、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことあります。

申請番号1番から順に報告いたします。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございました。

次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年10月第32回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時50分です。